

# 令和5年度 認可保育所整備事業者募集要項（新築）

認可保育所（以下「保育所」という。）の創設を希望する整備事業者の募集を行います。

※ 認可外保育施設からの移行は本募集要項の対象に含みません。

## 1 保育所設置認可の方針

札幌市児童福祉法施行条例（平成24年条例第62号。以下「条例」という。）及び札幌市私立保育所設置認可等要綱（平成13年保健福祉局長決裁。以下「認可等要綱」という。）に定める設備・運営基準を満たす施設について、認可等要綱第3条の基本方針により認可を行うものとする。

## 2 募集内容・件数

(1) 募集地域及び定員、募集件数については、以下のとおりとする。

募集区	小学校区	定員上限	募集件数
中央区	山鼻南	60人まで	1件
東区	札苗北	60人まで	1件
	札苗緑		
西区	琴似	60人まで	1件
	手稲宮丘	60人まで	1件
手稲区	新発寒	60人まで	1件

※ 「幼保連携型認定こども園の新築整備」及び「保育所の賃貸物件による整備」の応募件数も合計し、予算の範囲内（概ね3件程度）で採択を行う。

(2) 補助事業（保育所等整備交付金を活用して保育所を整備し、令和6年4月1日までに開園）

ア 新築により保育所を整備する事業を対象とする。

イ 以下の3から10及び12に掲げる条件・要件を満たすこと。

(3) 自主事業（補助金によらず自主財源のみで行う事業、令和6年4月1日までに開園）

以下の3から10に掲げる条件・要件を満たすこと。

(4) その他

応募状況等を踏まえて、募集内容を変更する場合がある。

## 注意事項（必ずお読みください）

- 1 本募集要項による整備事業に応募する事業者は、自ら、子ども・子育て支援新制度や関係する法令等の把握に努めてください。
- 2 本募集要項による計画承認を受けた場合でも、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）等の規定による認可等の申請手続きが別途必要となります。また、認可等の申請時点において、関係する法令等の基準を満たしている必要があります。
- 3 保育所等整備交付金の対象事業とならなかった場合や本市の予算が成立しない場合には事業化されないため、このことにより事業者が損害を被ったとしても本市においては一切その責を負いませんので、補助事業に応募する事業者は、この点について、あらかじめ了承のうえ、認可保育所整備計画書を提出してください。
- 4 整備予定地の周辺における保育ニーズなどを考慮し、持続可能な施設運営が可能であり、地域における保育環境の充実に寄与と認められる計画であることを求めます。
- 5 本募集要項及び関連資料については、令和 4 年 11 月現在の法令を踏まえて作成しています。
- 6 提出された書類は返却いたしません。また、資料作成等に係る費用については、事業者負担となります。
- 7 建設市況によって、全国的に人材・資材不足の発生が懸念されることから、資材の供給状況等を踏まえた合理的な設計や確実な調達先の確保に努めてください。  
また、新型コロナウイルス感染症対策のための各種措置が行われる可能性も考慮して、余裕を持った計画とし、令和 6 年 4 月 1 日までの開園に遅れが生じないよう努めてください。
- 8 本募集要項に定めのない事項については、札幌市の指示に従うものとします。

＜参考 内閣府の子ども・子育て支援新制度のHP＞

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

### 3 申込資格

応募する事業ごとに以下の条件を満たす者であること。

※ 次回以降の募集で変更になることがあります。

補助事業	認可等要綱第 4 条に定める基準を満たす法人 ただし、社会福祉法人、学校法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人以外の法人については、以下のいずれかの施設を継続して 3 年間適正（令和元年 11 月以前に開園）に運営していること。 ①児童福祉法第 35 条第 4 項の規定による認可を受けた保育所 ②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園（同法第 3 条第 3 項の規定により認定を受けた地方裁量型認定こども園を除く） ③学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する幼稚園
自主事業	認可等要綱第 4 条に定める基準を満たす法人 ただし、以下の①～⑥に定める施設等に対する近年の監査等において重大な問題がないこと。また、過去の法人運営及び事業運営において重大な法令違反又は悪質な事案があると認められ、その結果として行政処分若しくは行政指導を受けていないこと。なお、著しく改善が図られているものについてはこの限りではない。

	<p>また、以下の①～⑥に定める施設等を運営していない者は、札幌市が定める「保育所運営計画書」の内容が適切に保育所を運営できると認められるものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①児童福祉法第35条第4項の規定による認可を受けた保育所</li> <li>②児童福祉法第34条の15第2項の規定による認可を受けた家庭的保育事業等のうち、同法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業</li> <li>③就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園</li> <li>④学校教育法第1条に規定する幼稚園</li> <li>⑤認可外保育施設（国が定める指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されていること）</li> <li>⑥医療法第1条の5に規定する病院を運営する医療法人等が設置している院内保育所（受託運営）</li> </ul>
--	--

※ 新設する社会福祉法人による応募については、整備計画承認前までに法人設立の要件を満たす必要があるため、認可保育所整備計画書の提出前に、札幌市保健福祉局監査指導室（011-211-2955）までご相談ください。

#### 4 申込書類

指定する期日までに「認可保育所整備計画書」及び「保育所整備に係る事前協議書」（必要な添付書類を含む）を提出すること。提出方法については、提出方法については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、送付による申請を原則とする。なお、提出期限後は理由を問わず受理しないため、余裕をもって提出すること。

##### 【提出期限】

(1) 認可保育所整備計画書

**提出期限：令和4年12月19日（月）17時必着**

※ 整備地域（物件）が未定の整備計画については、書類を受理しない。

(2) 保育所整備に係る事前協議書及び必要添付書類一式

**提出期限：令和4年12月23日（金）17時必着**

※ 事前協議書及び必要添付書類一式が整っていないものは受理しない。また、上記(1)の整備計画書を期限内に提出した場合に限り、提出することができる。

#### 5 整備計画の審査及び決定

下記のとおり審査を行った上で、札幌市子ども・子育て会議認可・確認部会において審議し、提出された整備計画を決定する。

事業者による整備計画については、上記4により提出のあった事前協議書及びそれに関する添付書類をもとに、条例及び認可等要綱に定める基準並びに保育所整備の個別審査基準中の審査項目との適合性について、適と判断された整備計画を採択する。

ただし、計画予算を超える応募があった場合など選定が必要な場合は、整備区分及び個別審査基準による点数付けにより下記のとおり選定する。

- (1) 競合する整備案件（計画予算を超える応募があった場合は全案件が対象）の中で選定する。  
(2) 応募案件のうち新築整備の募集対象地区での応募について、下記、【整備区分による選定の順】により選定する。

同一整備区分内では、個別審査基準による点数が高い順番に選定し、各整備区分での計画予算の範囲で選定する。

- (3) その他の地区での応募及び(2)で選定されなかった応募について、【整備区分による選定の順】により選定する。

同一整備区分内では、個別審査基準による点数が高い順番に、(2)での予算残額（整備区分に関わらず残予算総額）の範囲で選定し、予算に達したところで当該整備区分での選定を確定させ、引き続き、次の整備区分で同様に選定する。

また、特定の行政区内在優先して選定する場合がある\*。

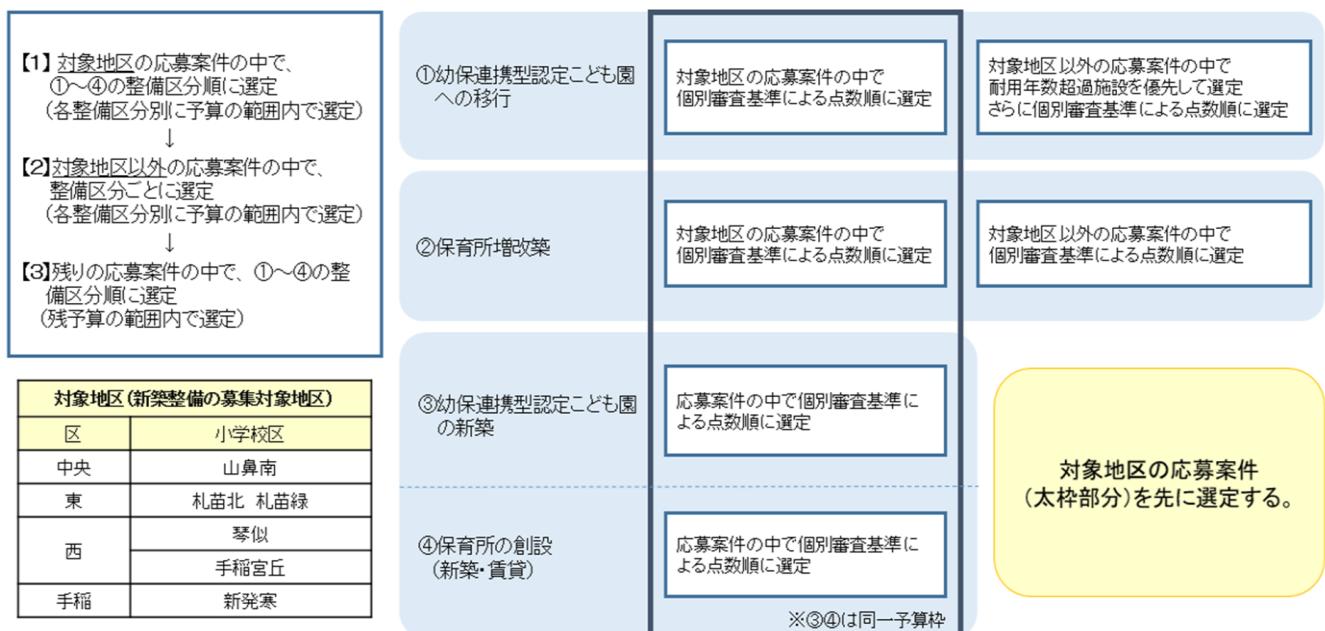
- (4) 個別審査基準における審査事項「設置の整備優先度」については、すべての案件で「優先整備地域A」として取り扱い、当該項目で差を設けない。

**【整備区分による選定の順】**

- ① 既存幼稚園などからの幼保連携型認定こども園への移行
- ② 保育所の増改築
- ③ 幼保連携型認定こども園の新築
- ④ 保育所の創設（新築・賃貸）

\* 選定過程の中で、特定の行政区内在の利用定員の設定が第4次さっぽろ子ども未来プラン「第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画」における保育需要を大きく超過した場合、超過していない行政区内在の案件を優先して選定する場合がある。

**<計画予算を超える応募があった場合のフロー図>**



## 6 設置位置等の条件

- (1) 募集地域は、2-(1)-イのとおりとする。
- (2) 設置しようとする地域における保育需要など、認可等要綱第5条に掲げる事項及び以下の注意事項を考慮すること。
- (3) 利用者の利便性や保育施設等（保育所、幼稚園及び認定こども園）の適正配置の観点から、保育所の設置場所は既存の保育施設等から直線距離で300m以上の距離を置くことを原則とする。ただし、地下鉄駅及びJR駅から直線距離で800m以内に設置を希望する場合を除く（この場合においても、既存の保育施設等の周囲に近接する場所で設置する場合は、保育施設の適正配置の観点から望ましくないものとして、整備計画を承認しない場合がありますので、ご留意ください）。
- (4) 事前協議書類を札幌市に提出する前に、整備予定地の周辺（最低限、敷地境界から概ね30m以内）に居住する住民や町内会会長などに対して、整備予定の建物の規模・構造、定員、工事工程、保護者による園児送迎の駐車場所の確保状況などを示した資料の配布を行うこと。
  - ・「札幌市が行う保育所等整備の公募に応募する予定」であることを明示すること。
  - ・資料配布を行う範囲を予め町内会会長に説明して、適宜相談すること。
  - ・配布資料には事業者の連絡先を明記して、要請があった場合は適宜訪問等により丁寧に説明すること。

### 注意事項（必ずお読みください）

1 良質な保育環境の提供等の観点から、以下の地域に該当する場合には、保育所整備地域として望ましくないものと判断し、原則として除外地域とします。

<主な除外地域例>

- (1) 用途地域が「工業地域又は工業専用地域」の場合
  - (2) 直線距離で200m以内に児童の健全な育成に影響を及ぼすような風俗関係施設として、店舗型性風俗特殊営業施設が所在する場合
  - (3) 直線距離で100m以内に風俗営業施設（パチンコ店、ゲームセンター等）が所在する場合
  - (4) 既存の保育施設等の位置関係から新規設置が必要でないと判断する場所
  - (5) 土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域
  - (6) そのほか、設置位置として適切でないと判断する場所
- 2 市街化調整区域では、保育所についても建設を制限されており、整備を行うことはできません。
- 3 整備予定地は、事業者が近隣住民に対する配慮や周辺環境の把握を行った上で決めるものとする。
- 4 札幌市への事前協議書類の提出後においても、近隣住民に対して配慮するとともに、地域との信頼の構築に向け、整備計画に関する丁寧な情報提供・説明を行う必要があることに十分に留意すること。

## 7 土地の確保についての条件

保育所用に供する土地については、原則、自己所有（新たに購入する場合を含む）とし、これを担保に供していないこと（今回の整備に当たって必要な借入に係るものは除くが、保育所の安定的な運営を確保する観点から、根抵当権を設定することは認めない。）とする。

ただし、認可等要綱第10条及び第11条に規定する以下の(1)～(5)の要件を満たす場合に限り、貸地での整備を認める場合があるが、事前に14に記載する担当部署に相談を行うこと。

- (1) 貸与を受ける土地について、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記することが確約されていること。ただし、貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体であると市長が認める場合に限り、地上権・賃借権の設定及び登記の確約を不要とする。

- (2) 貸与を受ける土地の賃借料が、地域の水準に照らして、適正な額以下であることを明示する資料（例として、不動産鑑定評価書など）を提出すること。
- (3) 貸与を受ける土地の賃借料を支払うための財源について、既存事業から継続的に財源が確保されているなど、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- (4) 貸与を受ける土地及び建物の賃借料及び当該賃借料を支払うための財源が収支予算書に適正に計上されていること。
- (5) 社会福祉法人以外の場合、(3)の財源とは別途、当面の支払いに充てるための次に掲げる額の合計額の資金を安全性があり、かつ、換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。
- ア 1年間の賃借料に相当する額
- イ 1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）を基本として、事業規模に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と市長が認めた額  
(⇒詳細については、「札幌市私立保育所設置認可等要綱」を参照)
- ただし、事業用定期借地権などの契約の更新のない制度を利用する場合（補助事業は建物譲渡特約付借地権を除く）については、上記(1)～(5)に加え、以下の(6)及び(7)の条件を併せて満たすこと。
- (6) 契約期間を整備する建物の財産処分制限期間（※）以上とすること。  
※ 財産処分制限期間・・・木造22年、鉄骨造19年～34年（鉄骨の厚さによる）、  
鉄筋コンクリート造47年（いずれも開園日から起算）
- (7) 契約期間満了に伴う保育所の廃止申請に当たっては、入所児童に係る処置を適切に行うこと（閉園時に在園児が全て転園できる保証がないため、卒園まで在園できない年齢の児童の入所申込があった場合には、事業者において閉園時期を事前に説明し、了承を得ること。）。

## 8 運営内容、構造等

- (1) 定員  
2-(1)-イのとおりとする。  
なお、開園時の利用定員（※）の合計は認可定員と同数とし、年齢別の利用定員の割合は下表を基本とする（0歳は総利用定員のおおむね5%）。
- | 定員＼年齢 | 0歳 | 1歳  | 2歳  | 3歳  | 4歳  | 5歳  |
|-------|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 40人   | 2人 | 7人  | 7人  | 8人  | 8人  | 8人  |
| 60人   | 3人 | 11人 | 11人 | 11人 | 12人 | 12人 |
- ※ 利用定員とは、施設利用の基礎となる人数であり、施設型給付費を受ける際の基本となる定員です。利用定員は、認可定員の範囲内で市町村が設定（確認）します。
- (2) 受入れ対象年齢  
産休明け又は生後5か月から小学校就学前までの全年齢とする。ただし、自主事業に限り、当該地周辺の保育需要から定員設定が妥当であり、卒園児の児童待遇に問題が無いと認められるときは、特定の年齢の児童のみの受け入れを認める場合がある。
- (3) 開所日について  
月曜日から土曜日までとする（祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く）。  
なお、休日保育を実施する場合の開所日は、年末年始（12/29～1/3）を除く毎日とする。
- (4) 開所時間及び延長保育（時間外保育）について  
午前7時開所、午後7時又は8時閉所の延長保育実施を原則とする。

(5) 一時預かり事業について

補助事業については、一時預かり事業を必ず実施すること。また、一時預かり事業を行えるスペースを確保すること（スペースが確保されていれば必ずしも一時保育室を設ける必要はない）。

(6) 構造及び設備

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の定めるところに従うほか、条例及び認可等要綱の基準に適合する施設とする。

（⇒詳細については、資料集「札幌市認可保育所の施設の整備について（令和 4 年度版）」を参照）

(7) 環境に配慮した施設整備

補助事業については、「環境配慮型認可保育所（エコ保育園）」整備に関するガイドライン（平成 21 年 10 月 20 日子ども未来局長決裁）に基づき、環境に配慮した設備や技術を取り入れること。なお、自主事業についても、環境に配慮した保育所整備を推進しているため、可能な限り環境に配慮した設備や技術を取り入れること。

（⇒詳細については、「「環境配慮型認可保育所（エコ保育園）」整備に関するガイドライン」を参照）

(8) シックハウス対策

補助事業については、工事のしゅん工後に揮発性有機化合物 6 種類（トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン及びスチレン）の室内濃度測定を実施したうえで、厚生労働省が定めた指針値以下であることを確認できる書面を提出することを補助金交付条件の一つとする。

また、室内濃度測定は全室について行うことを原則としているが、一部を省略する場合は事前に札幌市の許可を得ることとする。ただし、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の濃度測定は省略することができない。

なお、自主事業についても、児童等の安全を確保する観点から室内濃度測定を実施し、結果報告書を提出すること。

※ 挥発性有機化合物 6 物質のうち、トルエンは指針値を超えやすいことから、溶剤や接着剤についてはトルエンを含有していないものの使用に特に努めること。

（⇒詳細については、「札幌市認可保育所等整備に係るシックハウス対策要綱」を参照）

## 9 運営委員会の設置について

社会福祉法人又は学校法人以外の者は、以下の(1)から(3)の者により構成する運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会のことをいう。）を設置すること。ただし、経営担当役員に保育サービスの利用者等を含む場合を除く。

(1) 社会福祉事業について知識経験を有する者（具体的には以下に列挙）

ア 社会福祉に関する教育・研究を行う者

イ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者

ウ 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

エ 社会福祉法人の理事

オ 社会福祉事業に責任者として従事している者（同一の事業者が設置運営する事業は除く）

カ 民生委員・児童委員

(2) 保育サービスの利用者

(3) 実務を担当する幹部職員（保育所の施設長）

## 10 第三者委員の設置について

苦情解決に社会性や客觀性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、以下の者による第三者委員を設置するよう努めること。

(1) 苦情解決を円滑・円満に図ることができる者（具体的には以下に列挙）

(2) 世間からの信頼性を有する者（具体的には以下に列挙）

ア 評議員（理事は除く）、監事又は監査役

イ 社会福祉士

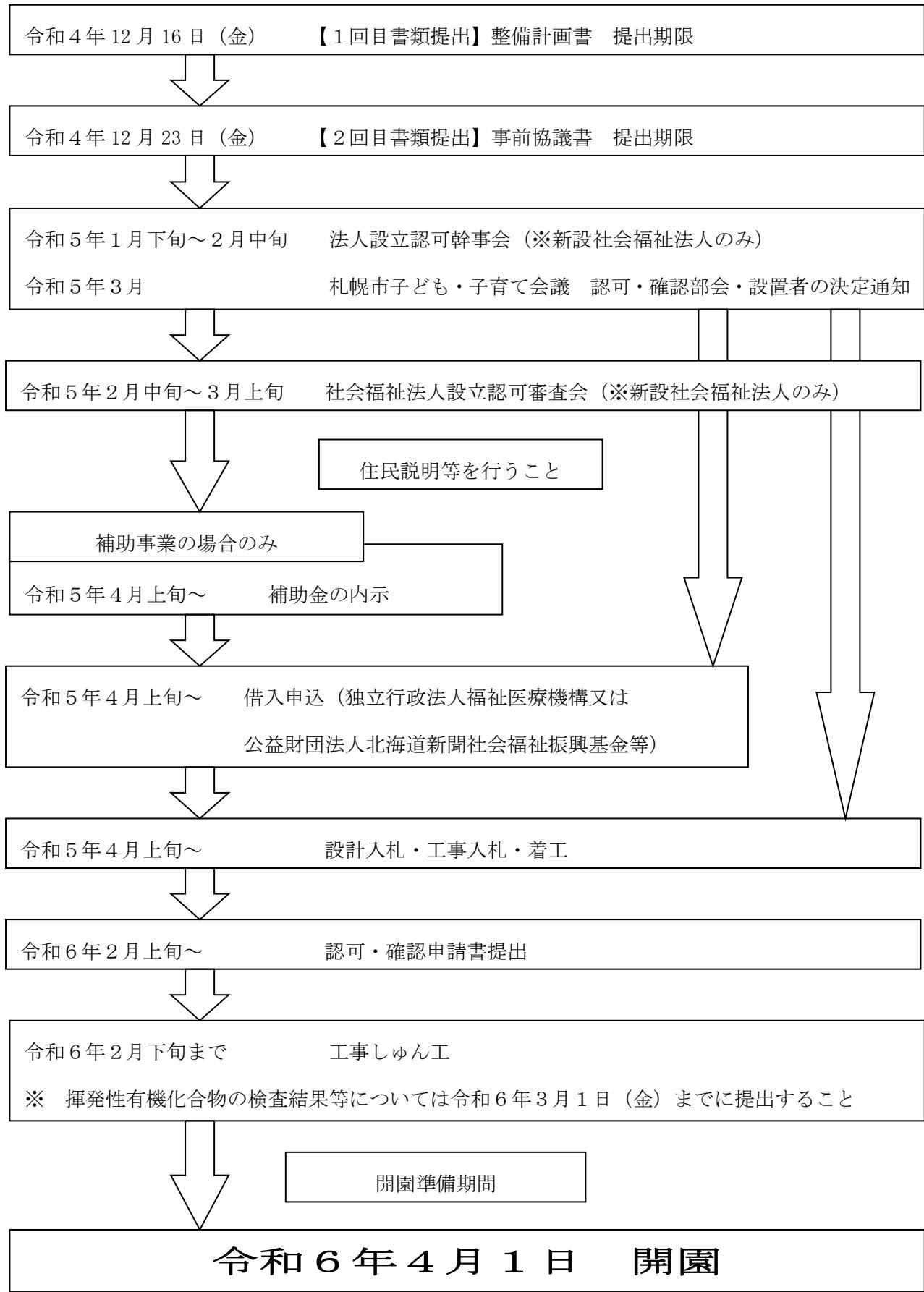
ウ 民生委員・児童委員

エ 大学教授、弁護士等

※ 第三者委員は、中立、公正性の確保のため、複数であることが望ましい。

## 11 保育所整備のスケジュール

令和6年2月下旬までに整備を完了させ、令和6年4月までに開園すること。



※ 補助金の内示時期は、国のスケジュールによって変更となる場合があります。

## 12 財政的な支援・委託費（保育所運営費）の弾力運用について

	保育所整備事業	自主事業
補助金	<p>※ 以下の補助金については、国庫補助事業（保育所等整備交付金）の採択や札幌市の保育所等整備予算の成立を前提として、交付を行うものであり、国庫補助事業の採択や札幌市の保育所等整備予算の成立がない場合は、事業化されないので留意すること。</p> <p>保育所等整備交付金を活用した事業</p> <p>【補助条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計監理業者及び工事施工業者の選定は札幌市の入札規程に準じて行い、一般競争入札により行うこと。</li> <li>・地域型保育事業の連携施設（保育内容の支援、代替保育、卒園後の受け皿）となることに努めること。</li> </ul> <p>※ 「連携施設となることに努めること。」とは、地域型保育事業所の事業者から連携施設の相談・依頼があった際は、既に他の地域型保育事業所の連携施設となっていたり、設備や従事者数等の理由で保育所が適正に運営できなくなるなど特段の事情がない限りは連携施設となることを承諾するものであること。</p> <p>【補助対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本体工事費等</li> </ul> <p>施設の整備に必要な工事請負費（設備整備費及び大型遊具整備費を含む。）、工事事務費（設計監督料を含む。）及び実施設計費。</p> <p>なお、保育所以外の用途の施設を併設する合築施設を整備する場合は、原則として、当該合築施設に占める保育所の面積を按分して、本体工事費等を算出すること。</p> <p>【補助額】</p> <p>定員 60 人の保育所を創設した場合で最大約 145,000 千円      定員 90 人の保育所を創設した場合で最大約 185,000 千円</p> <p>※ 上記補助額は「令和 4 年度保育所等整備交付金交付要綱」に基づく試算額。      ※ 実際の事業費によって補助額に変動あり（対象経費の 3 / 4 が上限）。</p>	なし
借入金	<p>○独立行政法人福祉医療機構又は公益財団法人北海道新聞社会福祉振興基金を利用する場合</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人福祉医療機構 法人</li> <li>・北海道新聞社会福祉振興基金 社会福祉法人など</li> </ul> <p>【利子補助】</p> <p>建物整備に係る利息のうち、利率 4.0% の範囲内で補助（原則、社会福祉法人に限る）</p> <p>※ 保証人不要制度に係る利子加算相当分は、補助対象外</p> <p>※ 土地取得資金に係る借入金に対する利子については、補助対象外</p> <p>○民間金融機関等からの借入れも可能であるが、元金及び利息の支払いに関しては一切補助を行わない。</p>	
委託費の弾力運用	<p>【弾力運用による借入金返済】</p> <p>一定の要件を満たす場合に、以下の金額の範囲内で弾力運用による借入金の返済が可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該会計年度内に償還に充当することができるものは、処遇改善等加算の基礎分に相当する額が上限</li> <li>・運営に支障の無い範囲で要件を満たした場合、委託費の 3 か月分に相当する額の範囲内（処遇改善等加算の基礎分を含む）</li> </ul> <p>※ 民間金融機関から借入を行うなど利子補助の対象とならない場合は、元金のほかに利子の返済も考慮すること。</p> <p>（⇒詳細については、「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」を参照）</p>	

### 13 保育所整備用地に関する情報提供について

札幌市が不動産業者等から情報提供を受けた場合、保育所整備用地を以下の札幌市のホームページにおいて情報を公開しますのでご参照ください

【保育所等整備用の土地・賃貸物件（建物）に関する情報提供】

[http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/hoikusyo\\_tochi\\_tatemono\\_bosyuu.html](http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/hoikusyo_tochi_tatemono_bosyuu.html)

#### 注意事項（必ずお読みください）

- 1 本市は、不動産業者から提供のあった土地に関する情報を提供するものであり、土地の売買等に関する交渉等に関して本市は一切関与しません。売買価格その他の契約諸条件に関する交渉・契約締結に関しては土地の所有者等と保育所整備希望者の間で責任をもって行うこと。
- 2 本市が保育所用地として情報提供した土地において整備者が希望する保育所を適法に建築することができるかどうかなどについては、保育所整備希望者が責任をもって確認すること。
- 3 本市が提供した土地に関する情報に関連して何らかの損害が生じたとしても本市は一切責任を負いません。
- 4 募集件数を上回る応募があった場合は、「5 整備計画の審査及び決定」のとおり審査・決定しますので、本市が提供した物件を優先的に決定するということはありません。

### 14 書類の提出先及びお問い合わせ先

〒060-0051

札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階

札幌市子ども未来局 支援制度担当部 保育推進課 施設整備担当係

電話 011-211-2346 FAX 011-231-6221

### 15 添付資料

- (1) 保育所整備の共通審査基準
- (2) 保育所整備の個別審査基準（創設）